



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

- 規則
- \*61 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (出納室)
- 告示
- 677 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 678 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
- 679 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 680 紀の川左岸土地改良区の役員の退任 (農村計画課)
- 681 方地区土地改良区の役員の就退任 ( " )
- 682 吉原土地改良区の役員の就退任 ( " )
- 683 保安林予定森林 (森林整備課)
- 684 漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための事前届出 (資源管理課)
- 685 和歌山県漁業調整規則による聴聞 ( " )
- \*686 昭和60年和歌山県告示第267号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部改正 (出納室)
- 687 和歌山県教育ネットワーク整備事業の機器等の賃借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)
- 公告

入札公告 (教育委員会)

## 規 則

和歌山県規則第61号  
和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成19年5月22日  
和歌山県知事 仁坂吉伸  
和歌山県証紙規則の一部を改正する規則  
和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。  
別表第2の1の項中「海草振興局健康福祉部」を「文化国際課 海草振興局健康福祉部」に改める。  
附 則  
この規則は、平成19年6月1日から施行する。

## 告 示

和歌山県告示第677号  
生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成19年5月22日  
和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
田訪 5-17	浦公彦	田辺市中万呂869-40 NTビル301号	訪問看護ステーションふるさと	田辺市新万3-19	平成 19.3.31

和歌山県告示第678号  
生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、

次のとおり告示する。  
平成19年5月22日  
和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
田訪 8-19	有限会社紀南リハビリ研究所	田辺市中万呂869-40 NTビル301号	訪問看護ステーションふるさと	田辺市中万呂869-40 NTビル301号	平成 19.4.1

和歌山県告示第679号  
障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。  
平成19年5月22日  
和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止 年月日

30124100 27	いなづみ作業所	西牟婁郡すさみ町周 参見3858	就労移行支援	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市たきない町 22番15号	平成 19.4.30
----------------	---------	---------------------	--------	--------------	--------------------	---------------

和歌山県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	白井貞行	和歌山市出島121番地

和歌山県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、方地区土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 就任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	北東憲治	海南市下津町方348番地
理事	梶本元文	海南市下津町方967番地
理事	田中敏文	海南市下津町方785番地
理事	戎茂生	海南市下津町大崎1446番地1
理事	鯨豊	海南市下津町方717番地
理事	向山正子	海南市下津町大崎1433番地2
理事	藤本利英	海南市下津町大崎1389番地
理事	硯久幸	海南市下津町方455番地5
理事	橋爪隆浩	海南市下津町方1467番地
理事	寺脇孝夫	海南市下津町方294番地
理事	前山敏浩	海南市下津町方262番地
理事	楠戸長幸	海南市下津町下津121番地
監事	北東延行	海南市下津町方93番地1
監事	後藤芳良	海南市下津町小原222番地

2 退任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	北東正昭	海南市下津町方774番地1
理事	田中新造	海南市下津町方419番地
理事	鯨洋一郎	海南市下津町方719番地
理事	向山幸志	海南市下津町大崎1456番地
理事	向山壽紀	海南市下津町方1797番地
理事	奥村定雄	海南市下津町大崎1378番地
理事	森脇茂行	海南市下津町方1420番地
理事	田中秀樹	海南市下津町方1469番地
理事	大谷昇	海南市下津町方44番地3

理事	鈴木健介	海南市下津町方1094番地
理事	梶本和也	海南市下津町方981番地
理事	西岡良起	海南市下津町下津95番地
監事	北東伸之	海南市下津町方826番地
監事	中西眞作	海南市下津町上1083番地

和歌山県告示第682号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 就任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	花折博文	有田郡有田川町大字吉原1148番地
理事	吉松良樹	有田郡有田川町大字吉原338番地
理事	射場啓作	有田郡有田川町大字吉原1304番地
理事	加納秀夫	有田郡有田川町大字吉原670番地
理事	高垣かすみ	有田郡有田川町大字吉原704番地
理事	武田喜代和	有田郡有田川町大字吉原775番地
理事	林宗清	有田郡有田川町大字吉原857番地
理事	細平康夫	有田郡有田川町大字吉原1218番地
理事	藪田一美	有田郡有田川町大字吉原919番地
監事	林定善	有田郡有田川町大字吉原102番地
監事	細勲男	有田郡有田川町大字吉原1253番地

2 退任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	林清	有田郡有田川町大字吉原720番地1
理事	高垣信彦	有田郡有田川町大字吉原623番地
理事	山田剛生	有田郡有田川町大字吉原1216番地
理事	中西弘	有田郡有田川町大字吉原830番地
理事	高垣善行	有田郡有田川町大字吉原366番地
理事	楠部正和	有田郡有田川町大字吉原689番地
理事	楠部芳和	有田郡有田川町大字吉原1433番地
理事	中井利一	有田郡有田川町大字吉原915番地
理事	武田廣吉	有田郡有田川町大字吉原985番地
監事	大野哲也	有田郡有田川町大字吉原1181番地
監事	高垣定史	有田郡有田川町大字吉原316番地

和歌山県告示第683号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町真砂字汐見横手455の1、455の2、455の7、455の10
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第684号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同施行令第5条第3項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
和歌山市新和歌浦1-1 藪豊	和歌浦加入区	和歌浦漁業協同組合
和歌山市新和歌浦6-17 藪幸介		
和歌山市和歌浦東2-5-12 藪善次		

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
 

平成19年5月22日から平成19年6月5日まで
- (2) 縦覧場所
 

和歌山県農林水産部水産局資源管理課  
和歌山県漁船保険組合  
和歌浦漁業協同組合事務所

和歌山県告示第685号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成19年5月30日(水)午前10時から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30  
水産会館 地階 中会議室
- 3 被聴聞者
  - (1) 氏名 日之岬漁業株式会社 代表取締役 浜村康文
  - (2) 住所 日高郡日高町大字阿尾547-1
  - (3) 漁業許可 中型まき網漁業
  - (4) 許可番号 第1の1号・第1の2号
  - (5) 許可船舶 漁船第十七 日漁丸(WK2-3090)  
漁船第十八 日漁丸(WK2-3091)

和歌山県告示第686号

昭和60年和歌山県告示第267号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表の売りさばき所の欄中「和歌山市美園町5丁目61番地和歌山ステーションビル内」を削る。

和歌山県告示第687号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び自治法令第167条の5の2の規定に基づき、和歌山県教育ネットワーク整備事業の機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 業務内容

- 和歌山県教育ネットワーク整備事業の機器等の賃貸借
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 申請しようとする者が、この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)でないとき
    - (ア) 競争入札資格審査申請書
    - (イ) 事業経歴書
    - (ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
    - (エ) 印鑑証明書
    - (オ) 財務諸表(個人にあつては、青色又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)
    - (カ) 使用印鑑届
    - (キ) 納税証明書
    - (ク) 誓約書
    - (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
    - (コ) 契約履行証明
    - (サ) 和歌山県が示す仕様書及び作業実施計画作成要

領に準拠する作業実施計画書

(シ) 担当技術者経歴書

(ス) 技術者要員計画

イ コンソーシアムとして申請するとき

次の(イ)から(ケ)までについては、構成員毎に提出すること。

(ア) 競争入札資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 構成員が法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書

(オ) 財務諸表(構成員が個人にあっては、青色又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 納税証明書

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 契約履行証明

(サ) 作業実施計画書(コンソーシアム)

和歌山県が示す仕様書及び作業実施計画作成要領に準拠すること。

コンソーシアムとして提出する。

(シ) 担当技術者経歴書

コンソーシアムとして提出する。

(ス) 技術者要員計画

(セ) コンソーシアム協定書

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出する。

(2) (1) のアの(イ)から(ク)まで及び(1)のイの(イ)から(ク)までに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で県が別に定める入札に係る資格審査を経て、現に有効な入札に係る資格を有する書面を交付されている者にあつては、当該書面の写しを提出することにより当該書類に代えることができる。

(3) (1) のアの(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(ス)までに掲げる申請書類並びにイの(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(セ)までに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成19年5月22日(火)から平成19年5月28日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に

掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年6月1日(金)までの間に和歌山県教育庁学校教育局県立学校課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

(2) 日時

平成19年5月28日(月)午後1時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成19年6月4日(月)から平成19年6月7日(木)までの午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所。

和歌山県教育庁学校教育局県立学校課

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3662

(ファクシミリ番号 073-441-3664)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成19年5月22日(火)現在において、次の要件を満たしている者(コンソーシアムを含む。)とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(4) 平成14年4月1日から平成19年3月31日までの間に、同種又は同規模の教育情報通信分野に関する役務の提供に係る1以上の事業実績があり、技術水準が同等以上の者が、複数あり、かつその成果が適正及び優良である者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たすものであること。

(5) 総務省競争参加資格(全省庁統一規格)において、平成19年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けさ

れている者のうち、当該役務の提供等の内容について営業品目に情報処理、ソフトウェア開発又は保守管理のいずれかを有する者又はこれと同等の者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうちの代表者が、この要件を満たすものであること。

- (6) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次の資格又は認定等のいずれかを有するものであること。また、担当技術者のうち少なくとも1名は、次のアに該当する者であること。

この場合、当該資格等については、担当技術者経歴書に記載し、これを証する書類を添付すること。

コンソーシアムにあっては、当該担当技術者は、構成員(代表者を含む。)のいずれかに属するものであること。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士(情報工学部門又は電気電子部門の情報通信で受験したもの)の資格を有する者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理試験合格認定を受けている者

- (ア) システム監査技術者
(イ) 特種情報処理技術者
(ウ) プロジェクトマネージャ
(エ) アプリケーションエンジニア
(オ) ネットワークスペシャリスト
(カ) テクニカルエンジニア(ネットワーク)
(キ) テクニカルエンジニア(システム管理)
(ク) テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)

ウ 財団法人日本情報処理開発協会が行う情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)審査員登録において主任審査員の登録を受けている者

- (7) 資格審査の結果合格であると認められる者

資格審査は、別冊「和歌山県教育ネットワーク整備事業の機器等の賃貸借に係る競争入札参加資格審査申請説明書」により申請され受理した申請書類に基づき、その内容を審査することにより行う。

資格審査は、「和歌山県教育ネットワーク整備事業の機器等の賃貸借に係る競争入札参加資格審査会」において行う。

申請書類のうち、作業実施計画書及び技術者要員計画は、仕様書及び作業実施計画作成要領に準拠し、作成すること。

入札参加資格申請者が落札し本県と契約を締結した場合、本県の仕様書遵守を前提として、上記作業実施計画及び技術者要員計画の内容に拘束されるものとし、本県からの特段に指示がない限り作業実施計画及び技術者要員計画の内容を契約締結後変更できないものとする。

- (8) コンソーシアムの構成員又は再委託先に、和歌山県に

本社をおき情報処理又はソフトウェア開発を主たる営業品目とする事業者を含むこと。

- (9) この契約の目的物である通信機器等を、県に賃貸することができる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこの要件を満たす者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年6月19日(火)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争参加資格がないと認めたとする理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
(2) (1)の説明は、平成19年6月25日(月)午後4時までに、書面により求めるものとする。
(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
(4) 説明に対する回答については、平成19年6月29日(金)までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県教育ネットワーク整備事業の機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度 平成19年度
(2) 業務内容
和歌山県教育ネットワーク整備事業の機器等の賃貸借
(3) 業務の詳細
入札説明書及び仕様書による。
(4) 教育ネットワーク設置及び納入場所
和歌山県教育庁学校教育局、県立学校及び教育庁関連施設
(5) 納入期限
平成19年9月30日
(6) 借入れの期間
平成19年10月1日から平成25年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成19年和歌山県告示第687号に規定する和歌山県教育ネットワーク整備事業の機器等の賃貸借に係る競争入札

参加資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所及び日時

#### (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館内  
和歌山県教育庁学校教育局県立学校課

#### (2) 日時

平成19年5月22日(火)から平成19年5月28日(月)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで

### 4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

#### ア 場所

3の(1)に同じ。

#### イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年6月1日(金)までの間に和歌山県教育庁学校教育局県立学校課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

### 5 事業説明会の場所及び日時

#### (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1  
和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

#### (2) 日時

平成19年5月28日(月)午後3時から

### 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

#### ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1  
和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

#### イ 入札日時

平成19年7月2日(月)午前11時から

#### ウ 開札場所

アに同じ。

#### エ 開札日時

イに同じ。

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

### 7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札

価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、入札を無効とする。

### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁学校教育局県立学校課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁学校教育局県立学校課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12. 契約書の要否

要

13. 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14. その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁学校教育局県立学校課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3662

(ファクシミリ番号 073-441-3664)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15. Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Maintenance and communications equipment rental contract for the "Wakayama Educational Network" for connect prefectural schools with prefecture educational facilities.

(2) Date and time for tender : 11:00 a.m. 2 July 2007

(3) Contact point for the notice : Prefectural School Division of Wakayama Prefectural Board of Education , 1-2-1 Minatodooricho Kita Wakayama City , 640-8262 Japan  
TEL 073-441-3662 (FAX 073-441-3664)